

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第19号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、条例適用外であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和6年9月6日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。  
（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

「広島県公式チャンネル」のYouTubeアカウントで2022年3月に投稿された、「取水・放流の仕組みとは／三川ダムオンライン見学会～施設編①」と題する動画のチャンネルアナリティクスの「動画の分析情報」のうち、「概要」、「リーチ」、「エンゲージメント」、「視聴者」の項目についての情報

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第2条第2項本文に該当しないとして、条例適用外を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年9月24日付けで、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和6年9月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

不開示決定を取り消して、開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 前例がない開示請求であるものの、大阪府、東京都、佐賀県、逗子市、南相馬市、さいたま市、熊本市、京都市、長野県、栃木県、高知県、神奈川県、鳥取県、山梨県、山口県、新潟県、千葉県は、公文書に該当することを前提に全部開示決定をしており、全く同じ文言の公文書の定義規定を置く条例に基づき、公文書に該当しないと判断は不当である。
- (2) 他県等が全部開示決定を続々と行っていることで、YouTube の分析情報の公文書該当性の判断に関する社会情勢や社会通念は変化している。この社会情勢下で不開示決定をするならば、明確な理由が必要となる。
- (3) 公文書に該当しないと判断する根拠となる明確な定義規定が条例に置かれているわけではなく、公文書該当性は曖昧であるため、条例の趣旨目的に則って、「公正で開かれた県政を推進する」（条例第1条）する方向、すなわち、公文書に該当するという方向で解釈を行うことが、趣旨目的に合致する。
- (4) YouTube の分析情報は、前例がないものであり、「公文書に該当しないことが当たり前」という社会通念はないため、一般人が分かる程度の理由付記とは、電磁的記録において、取得したとは、〇〇である、という定義を明確にした上で、本件事例はその定義に当たらないと明確にすべき義務がある。理由提示の不備は処分の違法事由であることは最高裁の判例も認めるところであり、条例、広島県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）にも、電磁的記録を取得したことの定義は一切書いてないので、不開示決定通知書において明確な定義を記載する義務が生じ、「自動的に作成されるデータなので」という理由付記では著しく不十分である。
- (5) 侵害留保原則の観点から考えると、侵害作用がある不開示処分を行うには法令の明確な根拠が必要となるところ、電磁的記録を「取得した」とはいかなる場合をいうのかの定義は条例、審査基準には不存在であり、公文書該当性を否定して、不開示決定を行うことは法令に基づかない違法な処分である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 今回の請求対象は、本県が作成した動画そのものではなく、YouTube を利用することで提供されるサービスの一環であり、この YouTube のプラットフォームおよびその一部として提供しているプロダクト、サービス、機能の提供者は、YouTube の利用規約（2023 年 6 月 1 日）（以下「利用規約」という。）に「本サービスは、デラウェア州法に基づいて事業を行い、1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View, CA 94043 に所在する Google LLC（以下「YouTube」または「Google」）が提供」とされており、職員が職務上作成したものとはいえない。
- 2 また、開示請求対象の内容のチャンネルアナリティクスは業務上利用しておらず、組織的共用文書として当該実施機関が取得や保有をしているわけでもない。
- 3 なお、利用規約には禁止行為として、「本サービスまたはコンテンツのいずれかの部分に対しても、アクセス、複製、ダウンロード、配信、送信、放送、展示、販売、ライセンス供与、改変、修正、またはその他の方法での使用を行うこと。ただし、(a) 本サービスによって明示的に承認されている場合、または (b) YouTube および（適用される場合）各権利所持者が事前に書面で許可している場合を除きます。」とあり、本県としては、YouTube 利用者として、利用規約を遵守する立場にある。
- 4 以上により、開示請求対象の内容については、条例の適用がないため、条例第 7 条第 2 項の規定の規定により不開示とした本件処分は妥当である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、「広島県公式チャンネル」の YouTube アカウントで令和 4 年 3 月に投稿された、「取水・放流の仕組みとは／三川ダムオンライン見学会～施設編①」と題する動画の YouTube アナリティクスの「動画の分析情報」のうち、「概要」、「リーチ」、「エンゲージメント」、「視聴者」の項目についての情報（以下「本件アナリティクス」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件処分の決定通知書において、本件アナリティクスは、YouTube 内で自動的に作成されるデータであり、職員が職務上作成し、又は取得した文書等には該当せず、また、組織的に用いるものとして、保有しているものではなく、条例による「行政文書」ではないとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

## 2 本件処分について

### (1) 条例第2条第2項等について

条例第2条第2項において、「行政文書」とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、審査基準では、「当該行政文書を当該実施機関の職員が作成し、又は取得した後に決裁、供覧、内部検討等に付すなどして、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているものをいう。」とされている。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項においては、「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」とされているところ、「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局編）（以下「法詳解」という。）では、同項に規定する「当該行政機関が保有しているもの」について、次のように示されている。

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該行政文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、「所持」に該当し、保有しているといえることができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(2) 本件処分の妥当性について

法詳解は情報公開法に係るものであるが、法詳解で示されている情報公開法の目的等は、条例と同様であり、法詳解では、「保有しているもの」とは物を事実上支配している状態をいい、「事実上支配」とは「当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。」とされている。

本件アナリティクスについて、審査会において実施機関に確認したところ、動画公開後、自動的に YouTube 側で生成されるものである上、実施機関の職員は、本件請求前に YouTube アカウント上において閲覧したのみであり、本件アナリティクスを PDF 化、スクリーンショットの撮影等の方法により実施機関の共有フォルダ等に保存していた事実はないとのことであった。

YouTube アナリティクスは、YouTube アカウントを有する利用者（以下「YouTube 利用者」という。）が YouTube に投稿した動画について、当該動画の視聴者に関するデータを、YouTube が収集し自動的に分析したものであると考えられ、YouTube 利用者は自身の YouTube アカウント上において、YouTube のエクスポート機能を用いたデータの出力又はスクリーンショットの撮影等の方法によって保存すること、及び閲覧することはできるものの、YouTube アナリティクスのみを削除することはできないものであることから、YouTube の一利用者である実施機関は、上記方法による保存及び閲覧の権限は有しているものの、移管・廃棄等の権限は有しているとはいえない。

これらのことからすると、実施機関が YouTube アナリティクスを事実上支配しているとまでは認められないことから、本件アナリティクスは「実施機関が保有しているもの」とはいえず、よって、条例第 2 条第 2 項の行政文書に該当しないものと認められる。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、本件アナリティクスは条例第 2 条第 2 項本文に該当しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                        | 処 理 内 容                             |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 令和7年1月10日                    | ・ 諮問を受けた。                           |
| 令和7年12月24日<br>(令和7年度9回第1部会)  | ・ 諮問の審議を行った。                        |
| 令和8年1月28日<br>(令和7年度第10回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。                        |
| 令和8年2月25日<br>(令和7年度第11回第1部会) | ・ 実施機関から意見等の聴取を行った。<br>・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年3月25日<br>(令和7年度第12回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。                        |
| 令和8年4月22日<br>(令和8年度第1回第1部会)  | ・ 諮問の審議を行った。                        |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 伊 藤 寛 之<br>( 部 会 長 ) | 弁 護 士     |
| 辛 嶋 了 憲              | 広島大学大学院助教 |
| 中 矢 礼 美              | 広島大学大学院教授 |